

運輸安全マネジメント

有限会社岩槻タクシーは、輸送の安全の確保が最も重要であることを再認識し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるため、次に掲げる「輸送の安全に関する基本方針」を定めました。

社長が最終的な責任を有する組織を明確にし、経営トップから現場までが一丸となって輸送の安全に関する目標とその計画を作成し、情報の共有や伝達を確実にを行い、また業務の改善を継続的に行い、記録を管理することにより輸送の安全性の確保と向上に取り組むことを宣言します。

1. 輸送の安全に関する基本方針

1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底します。

2) 輸送の安全に関する計画の策定（Plan）、実行（Do）、チェック（Check）、改善（Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

3) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する重点施策

前項の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施します。

また、関連会社（上尾タクシー(有)、京葉タクシー(有)、みさきタクシー(有)）とも協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。

1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。

2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。

3) 輸送の安全に関するチェックを行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。

4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有します。

5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

3. 安全に関する方針の基本理念

1) ロードリーダーとして模範運転を行い、交通秩序を確立し、健全な車社会の構築に努めます。

2) 交通事故ゼロを目指し、関連法規制を遵守します。

3) 運行管理業務の確実な実行により、安全で安心そして快適なタクシーの提供に努めます。

4) 前年の事故件数 20%削減の具体的目標を設定し、その達成に向けて邁進します。また、必要に応じて見直し、継続的な改善を行います。

5) 交通事故防止の意義と社会的責務を認識し、全社員一丸となって安全マネジメント体制の構築に取り組めます。

4. 輸送の安全に関する計画

1) 安全意識の高揚

社長以下運行管理者は、現場第一主義を念頭に機会ある度に現場に赴き、現場の生の声を聞くなどコミュニケーションを活発に図り、全社員の安全意識の高揚を図ります。

社内においては、会議や研修などあらゆる機会を通じて安全意識の高揚に努め、安全が最優先である風土作りに努めます。

2) 安全に対する社内の指導体制の強化

「現任乗務員教育年間計画」に基づき、全体もしくは営業所単位で集合補習教育を行い、また全乗務員の運転状況を実査し、添乗指導や個別指導を随時実施するものとし、点呼の立会い等重点的な指導により安全運行に努めます。

3) 設備投資

①車両は計画的に最新の型式に代替を行います。

(輸送の安全性向上に寄与する車両の整備を行います)

②ドライブレコーダー・車内カメラの導入。

(事故の予防・事故発生時の原因究明に役立たせます)

③アルコールチェッカーの導入。

(出庫前に全乗務員に対してチェックを義務付けます)

④健康管理に関する器具(血圧計)の導入

(乗務員の定期健康診断受診率を100%とし、あわせて、生活習慣病の予防・改善・指導を行います)

4) 交通安全運動

春および秋の「全国交通安全運動」にあわせて事故防止運動を重点的に展開するほか、「夏の交通事故をゼロにする運動」ならびに「年末年始輸送安全総点検」における安全強化運動を実施し、輸送の安全性向上に努めます。

5) 巡回指導の実施

安全統括管理責任者・統括運行管理者は各営業所などを巡回し、安全に関する指導教養、運転に影響を及ぼす健康問題や職員の身上に関する相談を受理するなど、風通しのよい職場環境の醸成につとめ、輸送の安全を図ります。

6) 情報の早期伝達と共有

社内の情報伝達体制の強化を図り、安全に関する情報を全社員が共有し事故防止を図ります。

5. 輸送の安全に関する目標

1) 昨年の事故分析に基づき、事故件数の具体的削減目標の設定

平成29年8月1日～平成30年7月31日

前年の事故件数20%削減の具体的目標を設定します。

2) 輸送の安全に関するスローガン

『1. 交差点での安全確認の徹底』

『2. 追突事故の防止の徹底』

『3. バック時の後方確認の徹底』

に定め、安全輸送に努めて参ります。

6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

入社時の新任採用時基礎教育を初めとして、次の通り社内教育制度を整え、個別指導・集合教育指導、更には管理監督の立場にある者への教育を実施し、安全確保の意識を促しております。今後も輸送の安全性の向上にむけ、より良い教育・研修・訓練制度の充実を図って参ります。

乗務員が受ける教育・研修

- 1) 新任採用時の基礎教育（法定基準+必要に応じた日数）
- 2) 事故対策機構の行う適性診断の受診
（法定基準：初任診断・適齢診断）
（社内独自：有責事故を引き起こした乗務員に対する一般診断・特定診断Ⅰ・特定診断Ⅱ.または特別診断）
- 3) 有責事故を引き起こした乗務員に対する「安全教育会議」
（毎月2回、社長をはじめ各営業所運行管理者が出席し、事故発生の原因・分析・再発防止に向けた取り組みについて指導教育を行います）
- 4) 年間計画に従い、全乗務員の運転状況を実査し、会社全体もしくは営業所単位で「集合補習教育」を行います。

その他、各営業所において日常の勤務を通じて、安全運転・健康管理・接客・適性診断等の内容の運行管理に関する個別指導を実施して参ります。

7. 運輸安全マネジメント実施体制組織図

別表1 「運輸安全マネジメント実施体制組織図」参照

8. 事故・災害等に関する報告連絡体制

別表2 「重大事故発生時における緊急報告連絡体制」参照

9. 安全管理規程

別表3 「安全管理規程」参照

10. 事故に関する統計

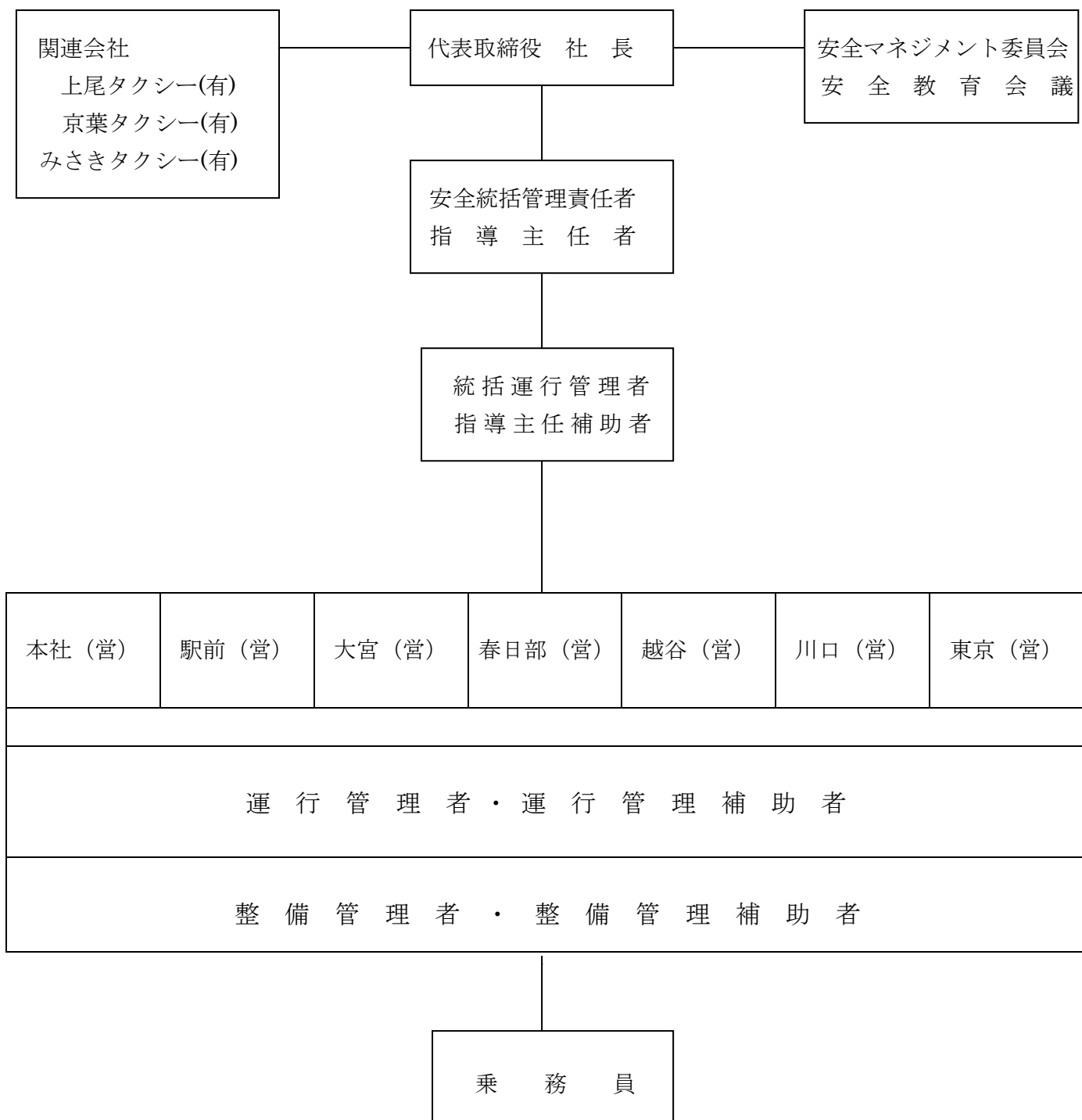
別表4 「自動車事故報告規則第2条に規定にする事故に関する統計」参照

11. 輸送の安全に関する社内チェック

安全マネジメントの実施状況を点検するため輸送の安全に関し、年1回以上社内チェックを実施します。

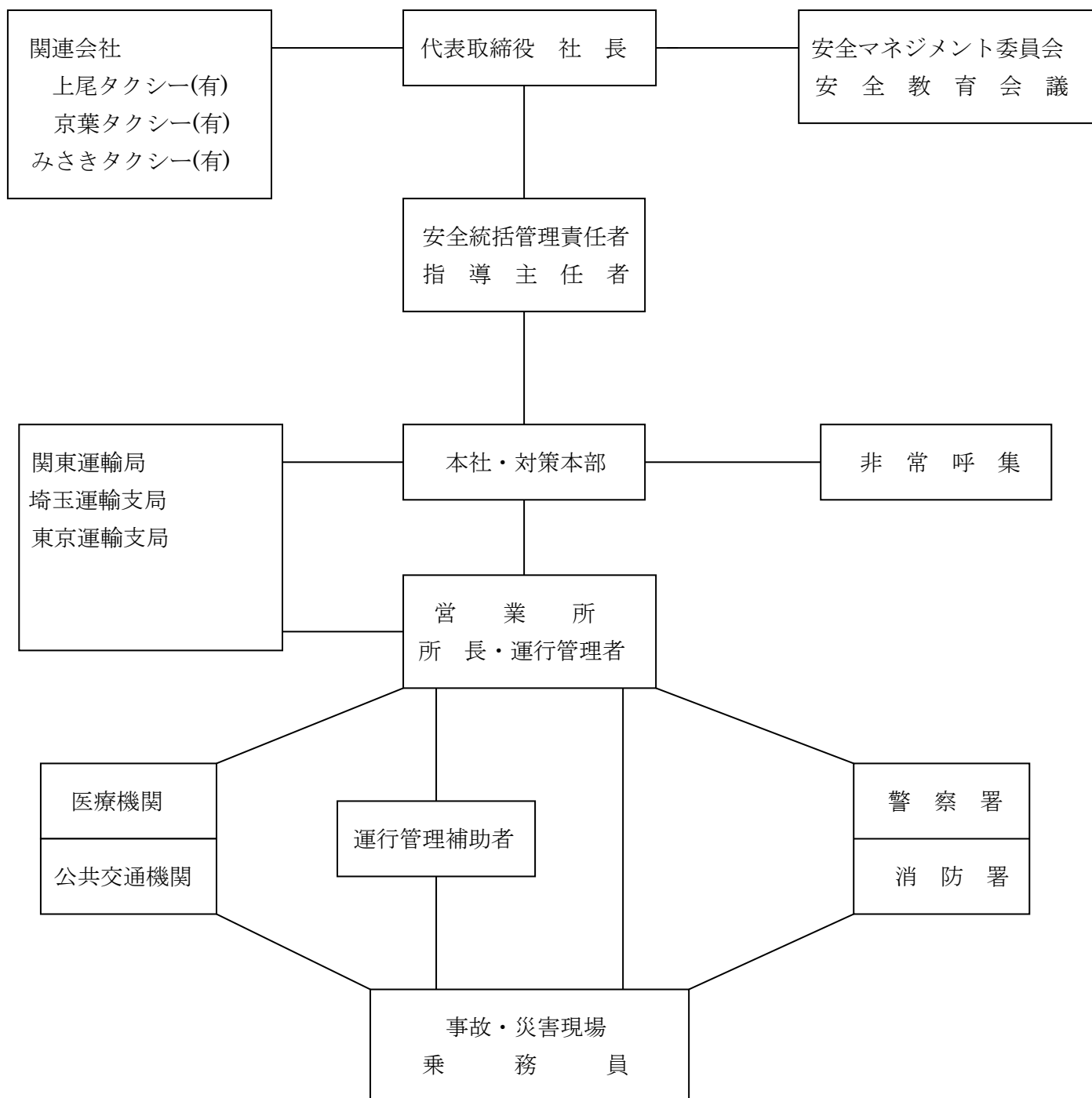
運輸安全マネジメント実施体制組織図

有限会社 岩槻タクシー
平成 29 年 8 月 1 日



事故・災害時に関する報告連絡体制図

有限会社 岩槻タクシー
平成 29 年 8 月 1 日



安全管理規程

平成29年8月1日制定
有限会社 岩槻タクシー

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2並びに第47条の7第1項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般乗用旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定（Plan）、実行（Do）、チェック（Check）、改善（Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関するチェックを行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 関連会社（上尾タクシー（有）、京葉タクシー（有）、みさきタクシー（有）等）とも協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、当社の前年事故発生総件数を20%削減する目標を策定する。この削減目標は、必要に応じて見直し、継続的な改善を行う。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な乗務員の指導監督の見直し計画を作成する。

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(安全統括管理責任者の選任)

第8条 社長は、安全担当役員から安全統括管理責任者を任命する。

(社内組織)

第9条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を講築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理責任者（役員から選任する）
 - 二 指導主任者（役員から選任する）
 - 三 営業所長（統括運行管理者）
 - 四 運行管理者
 - 五 運行管理者補助者
 - 六 整備管理者
 - 七 整備管理者補助者
- 2 指導主任者は、安全統括管理責任者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所長を統括し、指導監督を行う。
 - 3 営業所長は、指導主任者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内各課を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指導命令系統については、安全統括管理責任者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第10条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第11条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定める交通事故処理規定による。
- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理責任者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
 - 3 安全統括管理責任者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
 - 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

- 第12条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(運輸マネジメント委員会)

- 第13条 社長は、安全統括管理責任者、役員、営業所長、担当者、乗務員親睦会代表より構成された運輸安全マネジメント委員会を設置する。
- 2 運輸安全マネジメント委員会は、従業員や外部からの意見、情報等に基づき事故原因の解明を行い、事故再発防止の計画を策定し、全従業員に周知徹底を行う。
 - 3 運輸安全マネジメント委員会は、指導内容の効果について、1年に一度、事故統計の結果を確認して評価を行う。
評価の結果、事故件数の削減が見られない場合、又は、削減が少ない場合には、更なる指導方法の検討を行い、目標の達成に向け努力を行う。

(輸送の安全に関する社内チェック)

- 第14条 安全統括管理責任者は、自ら又は運輸安全マネジメント委員会のメンバーの中から実施責任者を定め、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する社内チェックを実施する。
- また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する社内チェックを実施する。
- 2 社内チェックは、別紙のチェックリストに基づき実施する。
 - 3 安全統括管理責任者は、前項の社内チェックが終了し、その結果、改善すべき事項が認められた場合は、速やかに、社長に報告し、輸送の安全の確保のために必要な方針を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第15条 社長は、安全統括管理責任者から事故、災害等に関する報告又はチェックの結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第16条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計については、毎年度、外部に対し公表する。
- 2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。
 - 3 公表方法については、社内掲示板等に掲示するものとする。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第17条 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理責任者の指示、内部チェックの結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
 - 3 前条に掲げる情報の公開結果はこれを適切に保存する。

(実施期日)

- 第18条 本規程は平成29年8月1日から実施する。

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

有限会社 岩槻タクシー

平成29年8月1日

平成28年8月1日～平成29年7月31日の

事故種別別の事故件数は、下記の表の通りである。

項 目	件 数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏切において鉄道車両と衝突若しくは接触したもの	0件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる損害を受けた者をいう）を生じたもの	1件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0件
乗務員の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの	0件
全各号に掲げるもののほか、自動車事故発生の防止を図る為に、国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
車両故障事故	0件
総 件 数	0件